

## 令和 2 年 第 7 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 7 月 6 日 (月) 午前 9 時 00 分～午前 9 時 48 分

2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室

3. 出席委員 (37 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 香月一夫 委員	3 番 川崎勝巳 委員
4 番 津田 保 委員	5 番 井上保博 委員	6 番 木室徳好 委員
7 番 吉原春樹 委員	8 番 赤坂隆義 委員	9 番 中村勝郎 委員
10 番 野田弘之 委員	11 番 宮崎裕二 委員	12 番 岩石 学 委員
13 番 井崎陽子 委員	14 番 池上勝文 委員	15 番 香月幸雄 委員
16 番 香月伸幸 委員	17 番 吉岡保則 委員	18 番 森口弘実 委員
19 番 川崎敏樹 委員	20 番 小柳眞佐美 委員	21 番 森 邦之 委員
22 番 石田義明 委員	23 番 小野愛子 委員	24 番 山口八州男 委員
25 番 田口千津子 委員	26 番 片渕秋正 委員	27 番 松尾利助 委員
28 番 光武直広 委員	29 番 溝上博信 委員	30 番 永石恒弘 委員
32 番 南條喜代己 委員	33 番 中村康則 委員	34 番 溝口修一郎 委員
35 番 木下善明 委員	36 番 中村秋男 委員	37 番 川崎 薫 委員

4. 欠席委員 (0 人)

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
(4) 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について  
(5) 専決事項の報告及び承認について  
(6) 令和 2 年白石町農用地利用集積計画 (8 号) の承認決定について  
(7) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告  
(2) 形状変更届出について

業務連絡事項 (1) 第 8 回農業委員会総会の日時及び場所  
(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀	課長補佐兼農地農政係長	香月康彦
農地農政係長	吉原 浩	農地農政係	川崎 正己

7. その他出席職員 な し

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和2年7月第7回白石町農業委員会総会を開会いたします。会長の挨拶。

会長 皆さんおはようございます。

今日は、第7回農業委員会総会となりますけれども、私達、この任期の最後の総会となります。ご出席をいただき、ご苦勞様でございます。慎重にご審議いただき、最後までよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

本日は、5番井上保博委員から遅れる旨の連絡がっております。

ただ今の出席委員は36名中35名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、1番片淵久司委員、2番香月一夫委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第 85・86 号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第85号・86号が交換でありますので、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 まず、議案番号第85号。権利の種類は所有権設定移転（交換）。

申請農地は、大字福富字三軒家〇〇番、田 2,981 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地、〇〇氏です。譲受人は、白石町大字福富〇〇番地、〇〇氏です。

耕作面積は、田 13,865 m<sup>2</sup>、畑 6,566 m<sup>2</sup>、計 20,431 m<sup>2</sup>です。稼働力は男1名、女1名です。議案の位置図は、1ページをご覧ください。

つぎに、議案番号第86号。権利の種類は所有権設定移転（交換）。

申請農地は、大字福富字中観音〇〇番、田 3,270 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地、〇〇氏です。譲受人は、白石町大字福富〇〇番地、〇〇氏です。

耕作面積は、田 5,941 m<sup>2</sup>、畑 229 m<sup>2</sup>、計 6,170 m<sup>2</sup>です。稼働力は男1名、女1名です。申請の事由は、ともに譲渡人、譲受人の要望でございます。議案の位置図は、2ページをご覧ください。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。  
○番○○委員

○番 ○番の○○です。  
地元農業委員として6月26日に事務局と現地確認を行いました。  
今回の申請は、譲渡人、譲受人双方の要望による農地の交換であります。  
世帯毎の営農状況につきましては、議案第85号の譲受人、○○氏は蓮根を中心に約2ha、議案第86号の譲受人、○○氏は米を中心に約0.6haの耕作を計画しておられます。両名とも、周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて  
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。85号と86号の面積が3畝ぐらい違うのですが、面積が違うか  
らと言うことで、そのあたりの金額の調整とかなかったですか。

事務局 事務局から説明いたします。交換について、面積が違うことについては、差額  
をと言う話は一切あっておりません。

○番 はい。わかりました。

議長 ほかにございませんか。ないようですので採決に入ります。議案番号第85号・  
86号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第85号・86号は申請どお  
り当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第87号 =

議長 続きまして、議案番号第87号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第87号。権利の種類は使用貸借権設定。  
申請農地は、大字福富下分字第一田渕○○番、○○番、田6,087㎡です。  
貸付人は、白石町大字福富下分○○番、○○氏です。借受人は、白石町大字福富  
下分○○番、○○氏です。  
耕作面積は、田6,087㎡、畑0㎡、計6,087㎡です。稼働力は男1名です。  
申請の事由は、新規就農による経営分離のため、祖父から孫に対して使用貸借権

の設定でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 87 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 87 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 88 号 =

議長 続きまして、議案番号第 88 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 88 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字湯崎字湯崎〇〇番、田 3,752 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、伊万里市立花町〇〇番地、〇〇法律事務所 被相続人 亡〇〇 相続財産管理人 弁護士 〇〇氏です。譲受人は、白石町大字湯崎〇〇番地、〇〇氏です。

耕作面積は、田 9,530 m<sup>2</sup>、畑 600 m<sup>2</sup>、計 10,130 m<sup>2</sup>です。稼働力は男 3 名、女 2 名です。申請の事由は、譲渡人の要望でございます。10 a 当対価は〇〇円でございます。議案の位置図は、3 ページをご覧ください。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番〇〇委員

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 6 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

譲受人は現在、米麦野菜を中心に約 0.6ha の規模で営農がなされています。譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番〇〇です。地図を見ると宅地は入ってないですね。宅地はどうされるので

しょうか。宅地が含まれていないので、将来的にはどうされるのかと思います。いずれは、こういうものは、たくさん出てくると思うのですが。

事務局 宅地の件につきましては、〇〇さんのご親族の方が取得されるそうです。

〇番 この〇〇さんが、宅地を買ってここに住まれるのですか。

事務局 いいえ、〇〇さんのご親族の方が購入をされる予定です。

〇番 購入をされるのですね。将来的に買っていただけるのなら、白石町がやっている空き家対策の該当にはなりませんね。

事務局 所有権の移転とかの話は、売買なのか、贈与なのかはわかりませんが、購入先については決まっていらっしゃるそうです。

〇番 そうしたら、あばら屋敷になりませんか。それが、心配だったので、以上です。

議長 ほかにございませんか。ないようですので採決に入ります。議案番号第 88 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 88 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 89 号 =

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 89 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 89 号。申請農地は、大字馬洗字馬田〇〇番、畑 114 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字馬洗〇〇番地、〇〇氏です。転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張、拡張に係る部分の敷地の面積が敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限るものでございます。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。以上で説明を終わります。ご審議方

よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いいたします。○番○○委員

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として6月26日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、宅地進入路、庭、家庭菜園を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第89号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第89号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第90号＝

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第90号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第90号。権利の種類は所有権移転（贈与）です。

申請農地は、大字横手字一本杉籠○○番、畑176㎡です。

譲渡人は、白石町大字横手○○番地、○○氏です。譲受人は、白石町大字横手○○番地、○○氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。農地区分は第1種農地。

農地区分の該当事項は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満

たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番○○委員

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として 6 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、一般住宅、駐車場を目的とするものであります。周辺農地への影響もなく、また、区長並びに生産組合長、隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。ご審議、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 90 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 90 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 91 号＝

議長 続きまして、議案番号第 91 号事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 91 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字戸ケ里字一本谷○○番、畑 177 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、静岡県袋井市愛野○○番地の、○○氏です。譲受人は、白石町大字戸ケ里○○番地、廻里津住宅○号、○○氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。農地区分は第 2 種農地。

農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。土地改良施設

等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いいたします。○番○○委員。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として 6 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請については、宅地と宅地に隣接する申請地を購入し、一般住宅や駐車場を整備するものであります。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 91 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 91 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 92 号＝

議長 続きまして、4.「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更について」を議題といたします。議案番号第 92 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 92 号。

この案件は令和元年 9 月の総会で許可相当として県に進達したものでございますが、その後に事業計画の変更がでてきたものでございます。要点をご説明いたします。

申請農地は、大字福富字五本柳○○番、畑の 197 m<sup>2</sup>をはじめとして田畑合わせて 8 筆 2,958 m<sup>2</sup>です。

申請者は、佐賀市天神二丁目○番○号、有限会社○○代表取締役 ○○氏です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地です。

転用の事由は、当初、建売分譲住宅で許可を受けた場合でも、宅地を売却し、宅地購入者が住宅を建設することが可能であると誤った解釈をしていたため、建売分譲住宅で申請していたが、できないことが判明した。

このため、特定建築条件付売買予定地へ変更したい。というものでございます。

その他転用の許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案位置図の 11 ページから 13 ページを参照ください。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案について地元委員の補足説明をお願いします。○番○○委員。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として 6 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

建売分譲住宅で申請していたが、特定建築条件付売買予定地に事業計画を変更したいというもので、理由については事務局から説明があったとおりです。

立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区长、生産組合長からも同意を得られていることから、事業計画の変更はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 地元委員の補足説明が終わりました。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番○○ですが、宅地分譲住宅から宅地への売買に変更したいとのことですが、これは、また知事の印鑑が必要ですか。

事務局 知事の方で○○の内容の変更について許可の変更を出し直されると思います。

○番 申請書に付けるために、農業委員会にかかったわけですね。

事務局 今回、また新たに申請し直しの書類を出すことになります。

○番 それは、最初からの申請になるのですか。

事務局 変更していないところは、再度出し直しはしませんが、変更したところは、書類をつけて提出します。

○番 また、1 年くらいはかかる訳ですか。

事務局 通常、転用が月末から翌月の頭くらいの転用スケジュールで来ていますので、たぶん、今回、農業委員会で承認いただければ来月の頭くらいには、承認の形で

許可が出るかと思われます。

〇〇番      とにかく、知事の許可は必要と言うことですね。わかりました。

議長      ほかにありませんか。ないようですので採決に入ります。議案番号第 92 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長      全員賛成と認め、議案番号第 92 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第93号＝

議長      続きまして、5.「専決事項の報告及び承認について」を議題とします。議案番号第 93 号事務局に説明を求めます。

事務局長   議案番号第 93 号。

申出農地の表示、大字廿治字江越〇〇番、田 4,325 m<sup>2</sup>です。

あっせん申出人、白石町大字廿治〇〇番地、〇〇氏です。申請理由は規模縮小による農地の処分でございます。

あっせん委員としまして、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員です。専決事項で行うあっせん委員の指名については、白石町農業委員会業務執行規則第 2 条に規定されており、規定に基づき指名の報告をいたしまして承認を求めます。議案の位置図は、14 ページをご覧ください。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長      事務局の説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長      ないようですので、採決に入ります。議案番号第 93 号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長      ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 93 号は承認することに決定いたします。

＝議案番号第94号＝

議長 続きます、議案番号第94号事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第94号。

申出農地の表示、大字新開〇〇番、畑426㎡です。

あっせん申出人、白石町大字新明〇〇番地、〇〇氏です。申請理由は売買の希望（新開増反関係）による農地の処分でございます。

あっせん委員としまして、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員です。専決事項で行うあっせん委員の指名については、白石町農業委員会業務執行規則第2条に規定されており、規定に基づき指名の報告をいたしまして承認を求めます。議案の位置図は、15ページをご覧ください。以上で説明を終わります。ご審議方お願いいたします。

議長 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番〇〇です。この方だけ、相続ができてなかった等の件で残っていた分ですか。

事務局長 そうです。

〇番 〇〇委員と〇〇委員ですが、〇〇委員は今回で任期が終了ですので次の方ですね。

議長 ほかにありませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第94号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第94号は承認することに決定をいたします。

＝議案番号第95号＝

議長 続きます、6.「令和2年白石町農用地利用集積計画（8号）の承認決定について」を議題とします。議案番95号事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第95号、令和2年白石町農用地利用集積計画（8号）について説明をいたします。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は5件となっております。詳細は1ページをご覧ください。

つづきまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページから 3 ページにかけて 20 件、4 ページから 11 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 85 件、合わせて 105 件の計画が提出されています。賃借権設定が 103 件、使用貸借権設定が 2 件となっています。

そのうち新規が 56 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 19 件で、再設定は 49 件でした。今回の利用権の総面積は 539,610.57 m<sup>2</sup>です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは 1 件、個人によるものが 19 件、農地中間管理機構によるものが 85 件となっています。なお、今回の計画の中で未相続農地は 18 件となっています。以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、105 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 95 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 95 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 利用権設定について審議します。これについては議事参与の制限がございます。○番〇〇委員については、発言を控えていただきます。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 95 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 95 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 96 号～議案番号第 100 号＝

議長 続きまして 7.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 96 号から第 100 号つづけて事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 96 号。

申出農地は、大字今泉字三本松〇〇番、田 1,000 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字馬洗〇〇番地、〇〇氏です。申請理由は、耕作者がいないということでございます。議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

議案番号第 97 号。

申出農地は、大字馬洗字上黒木〇〇番、田 846 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 1,600 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 934 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 2,242 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 300 m<sup>2</sup>、字馬洗〇〇番、田 1,142 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 5,633 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 1,944 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 700 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田 812 m<sup>2</sup>、計 16,153 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字馬洗〇〇番地、〇〇氏です。申請理由は離農のための農地の処分でございます。議案の位置図は、17 ページから 20 ページをご覧ください。

議案番号第 98 号。

申出農地は、大字馬洗字上黒木〇〇番、田 606 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字馬洗〇〇番地、〇〇氏です。申請理由は、規模縮小による農地の処分でございます。議案の位置図は、21 ページをご覧ください。

議案番号第 99 号。

申出農地は、大字八平字新開〇〇番、畑 2,960 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 2,116 m<sup>2</sup>、計 5,076 m<sup>2</sup>でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地、〇〇氏です。申請理由は、規模縮小による農地の処分でございます。議案の位置図は、22 ページをご覧ください。

議案番号第 100 号。

申出農地は、大字八平字八平〇〇番、畑 4,704 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑 3,862 m<sup>2</sup>、計 8,566 m<sup>2</sup>でございます。あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地〇〇氏です。申請理由は、玉葱の作付けを縮小するためでございます。議案の位置図は、23 ページをご覧ください。

議長 議案番号第 96 号から第 100 号まで、事務局の説明が終わりました。 あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 96 号。

○番 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 97 号。

○番 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 98 号。

○番 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 99 号。

○番 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 100 号。

○番 ○番〇〇委員、○番〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 96 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、議案番号第 97 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、議案番号第 98 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、議案番号第 99 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員、議案番号第 100 号は○番〇〇委員と○番〇〇委員でお願いします。

それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 担当職員、議案書に書いておりますけど、確認の意味で申し上げます。

議案番号第 96 号は〇〇、97 号は〇〇、98 号は〇〇、99 号は〇〇、100 号は〇〇でございます。連絡調整等につきましては担当者へお願いします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- (1) 合意解約の報告
- (2) 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- (1) 積立金の還付
- (2) 報酬の支払

事務局長 本日最後の総会と言うことで、田島町長がお礼の挨拶に伺っております。

町長 本日は、任期最後の総会お疲れ様でございました。お礼のご挨拶を申し上げさせて頂きたいと思います。

農業委員の皆様方には、地域の農業者の方、住民の方の代表として、3年の任期でございましたけれども、白石町の農業の活性化に向けた活動にご尽力頂きました。感謝、お礼を申し上げたいと思います。

平成28年の農業委員会に関する法律の一部改正によりまして、議会の同意を得て、町長が任命する形となったところでございます。しかし、選任の方法は変わりましたが、皆様方は、地域の方々より推薦を受けられ地域の代表として業務にあたって頂きました。農業委員の仕事と言うものは、農地の問題だけにとどまらず広く行政等、様々な相談にも対応していただいていたと思います。地域の農業事情に精通された皆様方には、担い手への農地集積や集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といったことなどを推進して頂いたところでございます。早くから言われております、農業者の高齢化や担い手不足などの問題は、本町でも重要な問題でございます。農業農村の形が時代と共に変わって参りましても、白石町の基本理念である「人と大地がうるおい輝く豊穡の町」を未来へ引き継ぐことは、我々の役目であろうと言うふうに思います。今期までお務めして頂きましたけれども、お辞めになる委員の皆様、引き続き続けて頂く委員の皆様、約半数ずつの様でございますけれども、今後とも直接的に、また間接的に、白石町の農業のために今まで同様にご支援を頂ければと言うふうに思います。

最後になりましたけれども、白石町の農業がますます発展していきますよう、皆様のご活躍とご健勝を祈念申し上げます。本日まで本当にありがとうございました。お疲れ様でございました。

議長 それでは、全件終了しましたので、これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員